

**東京都男女平等参画審議会
(第1回)**

平成12年7月25日(火)

第一本庁舎7階 大会議室

午後 2 時35分開会

高西女性青少年部長 大変お待たせをいたしました。本日はお忙しい中、また大変お暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。まだ何人か、ご出席予定でお見えになっていらっしゃる委員の方々もいらっしゃいますが、追っただいになると思いますので、定刻を過ぎましたので始めさせていただきます。

私、本審議会の事務局を担当しております東京都生活文化局女性青少年部長の高西と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は東京都男女平等参画審議会の第 1 回総会でございますので、後ほど会長の選出をお願いする予定でございますが、それまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは開会をいたします前に、資料の確認をさせていただきます。お手元に「第 1 回東京都男女平等参画審議会」と表示された資料を配付してございます。本日の次第がございますが、次第の 2 枚目に「資料」と記載されてございますので、ごらんいただきたいと存じます。

資料 1 は審議会の委員名簿でございます。資料 2、東京都男女平等参画基本条例でございます。資料 3 は当審議会の運営要綱でございます。資料 4、諮問文でございます。資料 5 は「東京の男女平等参画の状況」、資料 6 といたしまして「東京都の男女平等参画施策の概要」でございます。資料 7 ですが、「東京都男女平等参画審議会の運営について（案）」ということでございます。

このほかに、グレーのバインダーでございますが、そこに参考資料といたしまして、1 の「東京都男女平等参画基本条例のあらまし」のほか、資料 7 までとじ込んでございますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

参考資料は 1 から 7 までございます。もし足りない資料がございましたらお申し出いただきたいと存じます。

そろっておりますようでしたら、それではただいまから東京都男女平等参画審議会第 1 回総会を開会させていただきます。

なお、大変恐縮でございますが、委員就任の委嘱状は皆様の机の上に置かせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

現在ご出席をいただいております委員の方は 14 名でいらっしゃいます。東京都男女平等参画審議会運営要綱第 5 に定める、総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご

報告申し上げます。

それでは議事に入ります前に、審議会及び会議録等の公開、非公開につきましてご確認をお願いいたします。

お手元の資料3、東京都男女平等参画審議会運営要綱第10をごらんください。ここに、「審議会の会議は公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により、一部非公開の取り扱いをすることができる」旨の規定がございます。ご意見なければ、本総会は公開で行わせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは公開ということで行わせていただきます。

本日の議事につきましては、お手元の会議次第をごらんいただきたいと存じます。

まずお手元の名簿に従いまして、委員の皆様方をご紹介申し上げます。資料1をごらんください。

初めに学識経験者の委員の方からご紹介申し上げます。市川芳正委員でございます。伊東律子委員でございます。大沢真理委員でございます。鹿嶋敬委員は後ほどご出席になられると存じます。坂本春生委員でございます。佐藤直子委員でございます。中村紀子委員でございます。西堀登志子委員でございます。広岡守穂委員もおくれてご出席とのことでございます。星明委員でございます。横堀健治委員でございます。

続きまして都議会議員の委員の方をご紹介いたします。

近藤やよい委員は本日欠席ということでございます。西田ミヨ子委員でございます。東野秀平委員も後ほどおいでになられると思います。馬場裕子委員でございます。

最後になりましたが、関係団体の委員の方をご紹介いたします。

山崎眞秀委員でございます。桜木敬委員でございます。芳野友子委員でございます。

なお、本日は所用のため、石田瑞穂委員、奥山明良委員、金城清子委員、コシノジュンコ委員、樋口美雄委員、小野田隆委員の皆様はご欠席でございます。

以上をもちまして委員のご紹介を終わらせていただきます。

次に東京都の職員をご紹介申し上げます。青山副知事でございます。今沢生活文化局長でございます。

なお、本日は幹事として関係局も出席しておりますが、お手元の運営要綱の別表でご確認いただきたいと存じます。

続きまして会長の選任についてお諮り申し上げたいと存じます。会長につきましては、運営要綱第3項によりまして、委員の皆様から互選していただくことになっております。

どなたかご意見がございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

桜木委員 いずれもそうそうたる人たちばかりでございますけれども、これまでのキャリアの中で、官の世界、それから民間会社の中で性別を超えてご活躍されてきた、セゾン総合研究所の坂本理事長にお願いするのが適当かということで提案させていただきます。

高西女性青少年部長 ありがとうございます。ただいま、坂本委員にぜひというご推薦がございましたが、ご意見がなければ、坂本委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(拍手)

高西女性青少年部長 どうもありがとうございました。それでは皆様のご賛同をいただきましたので、今期の男女平等参画審議会の会長を坂本委員にお願いすることと決定したいと存じます。

それでは、この後の議事進行は坂本会長、よろしく願いいたします。どうぞ会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

(坂本委員、会長席着席)

高西女性青少年部長 では、よろしく願いいたします。

坂本会長 ただいまご推薦を受けまして会長に就任いたしました坂本でございます。よろしく願いいたします。

ご推薦の桜木委員は大変お上手な言い方をされて、キャリアが長いとおっしゃいましたけど、私は文字通り受け取っております。決してその他の意味ではないというふうに思っておりますけど、それにしても、まだまだ私よりキャリアの長い方もここにはおられるようにお見受けしますのに、私、こんな過分なお役目を引き受けて大変恐縮に存じます。

ただ、委員の方々のお名前を拝見いたしまして、皆様とご一緒でしたらお引き受けさせていただきますという気持ちになりましたので、上手にできるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、これはぜひ会長として一番最初に、青山副知事も聞いていらっしゃるもので申し上げておきたいと思いますが、いろいろ審議会がございましてけれども、東京都の石原知事のもとにできた審議会であるならば何を申し上げてもよろしいと思いますし、相当進歩的なことでも、どこかの審議会と違って、本気で考えて実行に移していただけるのではないかというふうに期待をいたしておりますので、皆様方、どうぞ積極にご意見を出していただくことを希望いたします。どうぞ今後よろしく願いいたします。

それでは、まず手続き的なこととなりますけれども、会長代理というのをお選びいたすことになっております。

先ほどの要綱第3の3によりますと、会長代理は会長、私が指名させていただくことになっております。会長代理を市川委員にお願い申し上げたいと思います。大変恐縮ですが、よろしくお助けいただきたいと思います。

市川委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市川委員、会長代理席着席)

坂本会長 それでは、次の議事の諮問に入らせていただきます。お手元の資料4をごらんくださいませ。

副知事から諮問をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

青山副知事 それでは諮問文を朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

坂本会長 ありがとうございます。大変重要で、また、都民の方々から関心の高い諮問内容でございます。私ども真剣に討議をいたしたいと思います。

それでは、青山副知事からごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

青山副知事 副知事の青山でございます。本日は委員の皆様方、大変お忙しい中を、この審議会のためにお出かけくださいましてまことにありがとうございます。本来であれば石原知事からごあいさつを申し上げるべきところでございますが、所用のため出席できませんので、私のほうからかわりまして一言ごあいさつを申し上げます。

国際婦人年から四半世紀がたちました。国連では本年、女性2000年会議を開催しまして、男女平等の推進に向けて新たな一歩を記しております。

東京都でも21世紀に向けて、先ほどの諮問文にもございましたように、ことしの3月に都議会の議決を経まして、男女平等参画基本条例を制定いたしました。知事のほうも、これを大変意義深いことだと考えております。

先日たまたまアメリカから、ニュージャージー州の知事さんが私どもの知事のところを訪問なさいました。クリスティン・トッド・ホイットマンさんという方です。50歳代の女性で、だんなさんと一緒に見えました。

そのときに私どもは、カジノで大変、アトランティック・シティで成功しているので、その話を知事のほうから質問したんですが、それが一段落しましたら、クリスティン・ト

ッド・ホイットマン知事のほうから、「私のほうからも聞きたいことがあります。東京都は男女平等にどのように取り組んでいらっしゃいますか」という質問がございました。

知事は正確に、「ちょうど男女平等参画基本条例を制定したところでして、この具体化をこれから図っていきます」というふうに答えたわけでございます。

私どもも、ちょうど西暦2000年という年に条例を制定いたしましたので、これももともと基金の条例で、男女平等という言葉も、5、6年前ですけれども、使ったことがございまして、そういう意味では、条例としては、男女平等推進基金条例という条例をすでに私ども持っているんでございますけれども、今回の条例は、今回諮問しました具体的な諮問計画につながる基本的な考え方を定めた条例ですので、そういう意味では新たな一歩であると考えておりますので、そういった意味からのご提言を、行動計画についてお願いしたいというのが、この諮問の趣旨でございます。

この行動計画につきましては平成13年度中、来年度中に都として策定したいと考えております。そのためには、来年の6月に答申をいただきたいと考えております。大変限られた時間の中でのご審議をお願いすることになりまして恐縮でございますが、会長さんの先ほどのごあいさつにもありましたように、忌憚のないご意見を出していただいて、ご報告、答申をいただければと考えております。

諮問文の中にもありましたように、単に都の施策だけではなくて、都民及び事業者の果たすべき役割についてもご議論、ご報告、答申をお願いしたいと考えております。

会議の始まる前に私、連合からお出になっている芳野委員に、一番この分野でおくれているのは労働運動じゃないですかという憎まれ口を言ってしまったんですが、たぶん異議はないかもしれません。

だとすると、それはなかんずく、実は労働運動ではなくて、民間の大企業が一番、この分野でおくれているのかもしれません。これは私が諮問した立場で、決定的なことは申し上げませんけれども。諮問した立場からの、最初の出発点としての感懐として申し上げているわけですけれども。

東京都は男女平等については、都庁の内部ではかなり一生懸命やってきたと自負をしております。ただ、もちろん皆様方からごらんになれば、いろいろ不十分な点とか、間違っている点もあるかもしれません。

ただ、私どもはほかの、少なくとも民間の大企業一般に比べるとかなりやってきたという自負はしておりますが、ただ、それで十分だとは決して思っておりませんので、そうい

った分野に対するご注文もどしどしいただきたいと考えております。

これからのご審議でいろいろと先生方、ご自分のお仕事をお持ちの中でのこの審議会ということでご苦勞をおかけいたしますけれども、東京都としてはそういった考え方から諮問をしておりますし、また、報告に対して、そういった考え方から受けとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂本会長 どうもありがとうございました。それでは副知事は次のご予定がおりますように承っておりますので、どうぞここでご退席くださいませ。ありがとうございました。

(青山副知事退席)

坂本会長 では早速、ただいま知事から諮問を受けました、男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方についての検討を進めていきたいと思っております。

初めに、東京都におきます男女平等参画状況等につきまして、事務局のほうからご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞ。

高西女性青少年部長 それでは私のほうからご説明させていただきます。恐れ入りますが、座ったまま説明させていただきます。

まず最初に資料の2をごらんいただきたいと存じます。東京都男女平等参画基本条例でございます。

この条例は、先ほど青山副知事が申しあげましたように、ことしの3月に議会で決定をいただきまして、4月1日から施行しているものでございます。

まず最初、前文及び第1条でございますが、この条例の制定理由及び目的を記したものでございます。

前文の中でございますが、「男女平等は前進してきているものの、いまなお、一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行が存在している。本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、男女を問わず一人ひとりに、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要であり、男女平等参画社会の実現をめざし、この条例を制定する」ということでございます。

その実現を図るために、男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、この条例を制定したということでございます。

続きまして2ページでございます。第3条をごらんいただきたいと思っております。この条例及び男女平等参画社会の基本理念でございます。

1号から3号までございますが、「男女が性別により差別されることなく、その人権が

尊重される社会」「男女一人ひとりが、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会」、そして、「男女が家庭生活及びその他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会」、この3つをもって、この条例の男女平等参画社会の基本理念としております。

続きまして第4条、第5条、第6条でございますが、ここにはそれぞれ都の責務、都民の責務、及び事業者の責務を明記してございます。

それぞれ男女平等参画の実現をめざして、東京都は責任を持って施策を実施する。あるいは都民、事業者はそれを推進し、あるいは協力しなければならないという規定になっております。

3ページをごらんいただきます。第2章になりますが、第8条、行動計画でございます。

「知事は男女平等参画の促進に関する都の施策、並びに都民及び事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定するものとする」、合わせて第3項ですが、「知事は行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聞かなければならない」ということで、この審議会にお諮りをするというところでございます。

ちょっと飛びますが、第3章でございます。男女平等参画の促進ということで、第13条「雇用の分野における男女平等参画の促進」、続きまして第4章「性別による権利侵害の禁止」、4ページに移りますが、ここの第14条におきましては、「何人もあらゆる場において性別による差別的取り扱いをしてはならない。そして、セクシュアル・ハラスメントあるいは家庭内等における暴力的行為は、これを行ってはならない」ということで、セクハラ及び家庭内における暴力を禁止しております。

第5章は東京都男女平等参画審議会ということで、この審議会の位置づけを明記したものでございます。

大変簡単でございますが、条例の説明はこれで終わらせていただきます。

続きまして資料の5をごらんいただきたいと存じます。この資料は東京の男女平等参画の状況を、主な項目につきまして数値で示したものでございます。

まず最初、1ページでございますが、男女平等意識と社会構造の変化ということでございますが、上のグラフをごらんいただきたいと思っております。ことしの2月に総務庁が全国の世論調査をしております。社会全体における男女の地位の平等観ということでございますが、男性のほうが優遇されていると感じている人が76.7パーセント、前は平成7年に調

査しておりますが、このときよりも若干ふえております。

これを男女別に見ますと、女性では、男性のほうが優遇されていると感じている人が80パーセントを超えておまして、男性より約10ポイント高くなっております。

その下でございます。次は少子高齢社会の進展という関連でございますが、合計特殊出生率ということでございまして、これは1人の女性が生涯に子どもを何人産むかということでございますが、最近も発表されまして話題を呼んだところでございます。

グラフをごらんになってわかりになりますように、昭和45年以降ほぼ一貫してずっと下がってきております。そして平成11年には全国で1.34、東京で見ると1.03ということで、史上最低を記録しているということでございます。

2ページをごらんください。そのように少子化が進む一方で、高齢化も進展しております。ことしの1月1日現在、東京の65歳以上の高齢者人口は182万2,748人、高齢化率で見ますと15.5パーセントになっております。これが15年後の平成27年には高齢化率が25.2パーセント、実に都民の4人に1人が高齢者になると予測されております。

また、高齢者182万人のうち、女性は106万893人で58.2パーセント、約6割ということになっております。そして、高齢者がふえますと、要介護の高齢者もふえるということでございまして、平成12年の東京の要介護高齢者は24万2,000人、今後増加が予測されております。そして、この要介護高齢者を介護している人の80パーセントが女性というふうなことになっております。

続きまして3ページでございます。ここは女性の職場進出と雇用環境という項目でまとめてございます。

まず、女性の有業者数、仕事を持っている人ということでございますが、東京の女性有業者は、平成9年で266万7,000人、有業率は51.5パーセント、これは15歳以上の人口比ということでございますが、有業率は半数を超えているということでございます。

その下でございます。M字型カーブというものがございます。これは日本あるいは韓国の働く女性の年齢階級別をグラフにした場合にとっても特徴的な曲線でございますが、このM字型曲線が谷の部分、30代で大体、出産、育児の部分で仕事をやめるという方が多くなって下がっているわけですが、30代で下がるM字型曲線はやはり健在であるということで、若干そこが浅くなっている傾向がございます。

次が男女の所定内給与額の比較。一番下の欄でございます。所定内給与額は、平成10年で、男性が100といたしますと、女性は65.1となっております。この割合は過去20年ほと

んど変化しておりません。

続きまして4ページをごらんください。従業員100人以上の民間企業における女性管理職の割合、これは全国ベースでございます。平成9年の調査でございますが、部長職は2.3パーセント、課長職で3.8パーセントということでございまして、非常に少ない数字ということが言えようかと存じます。

その下でございます。パート・アルバイト数ということですが、平成9年の調査で、都内の女性の雇用者総数226万人のうち80万人がパート・アルバイトでございまして、率にいたしますと35.5パーセントというふうになっております。

これを男性で見ますと、やはり全体で見ますと、男性の場合は8.5パーセントということでございますので、女性は、雇用者のうち、パート・アルバイトになっている方が大変多いということがあらわれていると思います。

続きまして5ページをごらんください。3の仕事と家庭における男女の平等参画に関連するデータでございます。

最初が保育所入所児童数及び待機児童数ということでございますが、乳幼児を持つ男女が仕事をする場合に保育所は欠かせないものではございますが、平成11年4月1日現在、都内の保育所入所児童数は14万2,576人、待機児童数と言いまして、希望しているけれども入れないお子さん、待っていただいている児童の数ですが7,391人、入所児童がふえる一方で、待機児童もふえている状況でございます。

これにつきましては現在、都のほうでも、待機児の解消を図るよう努めているところでございます。

続きまして、アンペイドワークというふうに書いてございますが、この中で特に家事時間をごらんいただきたいと存じます。

その表の中の一番上でございますが、一日平均の家事時間は全年代平均で、女性は159分、対しまして男性は9分というふうになっております。

ここにはございませんが、これを年代別に見ますと、若い世代はさらに差が大きくなっておりまして、男性は4分から6分というふうになっております。

次に一番下の欄ですが、年金制度ということでございます。これも最近、厚生省のほうでも検討会が設置されたように聞いておりますが、いわゆる国民年金の第3号被保険者というものが非常に話題になっております。

被保険者に1号、2号、3号というふうにございまして、1号被保険者というのは自営

業者等ということでございますが、この方々の人数が1,045万人、これも全国ベースでございませう。第2号というのは会社員あるいは公務員ということでございませうが1,261万人、第3号被保険者というのが、サラリーマン等の扶養家族となっている妻でございませうが、この方々が1,178万人ということで、全体の33.8パーセントを占めているということでございませう。

3号被保険者というのは、扶養家族になっているということで、保険料を負担していないということから、さまざまな問題状況が発生しているというふうなことでございませう。

なお、東京におきましては、この第3号被保険者は99万人という数字になっております。続きまして6ページをごらんください。次は政治・行政への参画ということでございませう。

参画という言葉ですが、先ほどから使っておりますけれども、これは私どものほうでは、いわゆる参加ではなくて参画ということで、単に一緒にやるということだけではなくて、それを決める段階から、物事的意思決定をする段階から参加していくことを参画というふうに呼んでおりまして、特に政治・行政への参画状況はいかがかということでございませう。

まず女性議員の割合ということでございませうが、平成11年の調査では、都議会は12.0パーセントということで、一応割合とすれば全国トップということになっております。

続きまして、都の審議会等におけます女性の任用率でございませうが、これも目標を持ちまして計画的に任用促進を図ってきておりまして、平成10年度には23.5パーセントというふうになっております。

そして一番下ですが、都職員における女性の割合及び管理職の割合でございませうが、東京都職員、これは看護婦さんとか保母さんも入れた割合ですが、全職員のうち女性は30.4パーセントでございませう。そして管理職は、全管理職のうち女性は9.2パーセントというふうになっておりまして、徐々に伸びてきているという状況でございませう。

続きまして7ページをごらんいただきたいと存じます。

先ほどの続きでございませうが、国会議員はどうなっているかということでございませうが、下院にいる女性議員を比べた場合に、これは2000年3月現在でございませうが、スウェーデンは42.7パーセント、イギリス18.4パーセント、アメリカ13.3パーセント等に対しまして、日本は5.0パーセントということで、この時点では、このデータのある世界156カ国中、ここには載ってございませませんが、126位というふうに言われております。

なお、この6月に行われました衆議院選挙の結果、女性議員の割合は7パーセントにな

っておりますが、それでも大体 109位前後であろうということでございます。

続きまして8ページをごらんください。

女性に対する暴力ということでございます。これもこの2、3年非常に話題になっておりますし、いわゆるドメスティック・バイオレンスあるいは家庭内等における暴力ということでございますが、東京都が平成9年度に調査を実施しております。

その報告書によりますと、身体的な暴力を受けたことのある女性は33パーセント、これは生涯に1度でもということでございます。

そして、立ち上がれなくなるまでひどい暴力を振るわれたことのある女性になりますと3.1パーセント、そしてさらに、立ち上がれなくなるまでひどい暴力を何度も振るわれたことのある女性は1パーセントという数字になっております。これは都内の有配偶女性の総数から推計した場合に約3万人にのぼるというふうに思われます。

最後になります、セクシュアル・ハラスメントに関するものでございます。

都においてセクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は近年急増しております。平成5年から平成10年の5年間で約4倍になっているところでございます。

以上が、データで見る、東京における男女平等参画の状況でございます。

大変雑駁なご説明でしたが、詳しくは、バインダーにとじております参考資料の4に「東京の男女平等参画データ2000」という資料がございますので、お時間のあるときにごらんいただければと思います。

恐れ入りますが、引き続きまして、資料6の説明をさせていただきたいと存じます。長くなりまして恐縮ですが、これで最後でございます。資料6をごらんさせていただきたいと存じます。

「東京都の男女平等参画施策の概要」ということでございますが、これは平成10年3月に東京都で策定しました現行の行動計画、「男女が平等に参画するまち東京プラン」の体系図でございます。簡単にご紹介させていただきたいと存じます。

1ページをごらんください。体系一覧になっております。

大分類といたしまして、1の「男女平等の視点に立った意識改革と社会制度の見直し」から6まで、大分類と言っておりますが、一応6つの目標というふうに掲げてございまして、これを達成するために、さまざまな具体的な施策を行動計画化している、そして実施しているということでございます。

それぞれの分類に従いまして簡単にご説明をさせていただきます。

2ページでございます。まず「男女平等の視点に立った意識改革と社会制度の見直し」ということですが、これにつきましては、学校やあるいは社会教育における男女平等教育あるいは学習の推進、さらにさまざまな普及啓発活動あるいは相談事業を実施しているところでございます。

3ページをごらんください。2つ目は「生涯を通じた女性の健康支援と女性に対するあらゆる暴力の根絶」ということですが、女性の健康支援と暴力根絶対策ということで、事業例のところがございますが、周産期母子医療センター等の整備、あるいは東京都女性相談センター、いわゆる駆け込み寺みたいなところでございますが、東京都女性相談センターにおける一時保護、さらに市町村等に婦人相談員を配置するといったようなことをしております。

続きまして「働く権利の保障と雇用の場における男女平等の推進」、4ページでございます。これにつきましても労働経済局等でさまざまな施策を実施しております。

事業例でございますが、セクシュアル・ハラスメントの防止、さらに真ん中へんでございますが、専門相談員配置による女性労働相談事業、そして最後のほうですが、T O K Y O起業塾の開催といったような事業を実施しているところでございます。

続きまして5ページでございます。5ページは「男女が家族的責任を果たせる社会づくり」ということで、職業生活やあるいは地域生活、家庭生活の両立支援、そして総合的な子育て支援ということで、特に多様な保育サービスの充実が求められているところから、低年齢児童の待機児童の早期解消、あるいは時間延長型保育の実施というふうなことの取り組みを進めているところでございます。

6ページをごらんください。「高齢化の進展への対応と男女が自立して豊かに暮らせる社会づくり」ということで、非常に高齢化が進んでおりますところから、ホームヘルプサービスあるいは特別養護老人ホームの充実等を図っているところでございます。

最後7ページでございますが、「あらゆる分野への男女の平等参画、国際社会への参画と協力」ということで、政策・方針決定過程への男女の平等参画を進めるという観点から、都におきましては、先ほど申し上げましたが、審議会等への女性委員の任用促進を計画的に図っているところでございます。

大変駆け足で、雑駁なご説明ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、後でおいでになりました委員の方がいらっしゃいますので、ここで、遅くなりましたが、ご紹介をさせていただきたいと存じます。名簿をごらんいただきたい

と存じます。

鹿嶋敬委員でございます。都議会議員の委員で東野秀平委員でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

坂本会長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を踏まえまして、東京都が取り組むべき男女平等参画施策について、あるいは日ごろ、男女平等参画についてお考えになっていることなど、自由にご意見をいただきたいと思います。

どういうふうにテーマをつくって、どういう筋道でこの審議会を進めていくかということとは、きょう皆様から率直に伺った意見を拝聴した後に、何らかの整理をして進行されると思いますので、ぜひきょうは積極的に忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。

大体私の予定にあります、皆様方のご意見を伺う時間1時間程度でございますので、ここにいらっしゃる人数で割りますと、たぶんお一人、全員ご発言されるとして3分ぐらいかと思っておりますので、そのへんのめどで、ぜひ率直にご意見をいただきたいと思います。

どうぞ、どなたからでもご発言ください。

佐藤委員 すごくだらないことかもしれないんですけど、みんなに笑われてしまうかもしれないけれども、思い切って言ってみようと思います。

いまずっと読んでいただいていたのを見ても、男女平等とか、去年の資料を見せただけでしたら、去年の資料は全部、女性、男性の場合、女性という名前が先に来ているんですけども、いま読んでいただいたのには、やっぱり男性、女性になっていたんですね。

こういう基本条例みたいなのがちゃんとあることをほとんどの人は知りません。だから、とてもインパクトのあることをやることによって、多くの人に知っていただくことができるんじゃないかなと、この2、3日ずっと考えていまして、石原都知事もきっと嫌でしょうし、坂本さんも嫌だと思ってしまうんですけども、名前を思い切って「男女」じゃなくて「女男」にするというのはどうでしょうか。

どうしてかといいますと、あいうえお順からいっても「し」が先に来ますね。いままでの2000年の間ずっと「男女」で来たので、次の2000年は「女男」で、東京都は何でも1番にやるのが好きだということで、そういうふうにすると、たとえばプレスにも非常にインパクトがあり、みんないろいろ賛否両論あると思うんですね。冗談じゃないよと言う人と、おもしろいんじゃないか、そこでちょっと話でも盛り上がれば非常におもしろいことにな

るんじゃないかなと思ったんですけども、くだらないことでしょうか。

坂本会長 皆様ご承知のとおり、佐藤さんは名プロテニスプレーヤーとして、相手の気がつかないところにすごいストロークを打ち込む名人でございますので、1つのストロークとして、ぜひご認識いただきまして、ここで決めずに、また、今後の議論のときに入れていったらいいと思いますし、もし皆様が、ぜひここですぐ変えたいというご意見があれば、またそれは別でございますが、きょうはできるだけ皆様方のご意見を広く聞きたいと思っておりますので、貴重なご意見として、「女男」であること、「女難」にならないように、「じょだん」ということをちゃんとひらがなを振って普及することを前提に考えたいと思います。

佐藤さん、きょうは結論がすぐ出なくて済みませんが、決してくだらないことじゃないと思います。

この間、東京都のほうから伺いましたら、小学校か中学校の学校名簿が必ず男性が先で、男性があいうえお順で終わって、それから女性になっているそうで、どうしてあいうえお順で全員入れないかということをお伺ったんですが、それがどうしてもできないということのようでございますので、大変に貴重なご意見だと思います。

どうぞ、ほかに。後ろのほうになりますとだんだん時間がきつくなりますので、先におっしゃったほうがよろしいかと思います。どうぞご遠慮なく。

芳野委員 質問でもよろしいでしょうか。

坂本会長 どうぞ。

芳野委員 この条例ができる前には、女性問題協議会の中でさまざまな議論が行われてきたかと思うんですけども、女性問題協議会の中での一番論点になったところ、そして、骨子がまとまり、この条例になるまでの間に議論になった点についてお伺いしたいと思います。

そのときに議論になったことがどのように、この条例に盛り込まれたのか、もしくは削られた部分があれば、そのことをお伺いしたいと思います。

坂本会長 ほかにご質問がございますか。ご質問がありましたら先にお受けして、一括してお答えしていただきますが。

大沢委員 2、3質問があります。まず私たちが諮問されている「計画をつくるに当たっての基本的考え方」について、この計画の性格なんですけれども、1つは、現行のプランとの関係、それから条例との関係で質問をいたしたいと思います。

と申しますのは、現行のプランの計画年次が2007年度までであるということで、いまこの審議会が諮問されている計画というのは、現行プラン改定するということになるのか、それとも基本法ができ、国の基本計画が今年中に策定されるということにらんで、現行プランは下敷きにしつつも、新しい計画をつくるというスタンスで行うのかということが第1点でございます。

第2点、第3点というのは細かい点にわたりますので、まずこの点をご質問させていただきます。

坂本会長 ほかにご質問ございますか。それでは部長のほうからよろしゅうございますか。どうぞお願いします。

高西女性青少年部長 いま2点ご質問、女性協の議論での関係ということと、現行計画とはどういう関係になるのかというのをいただいたんですが、後のほうからお答えをさせていただきます。

先ほども現行計画を簡単にご説明させていただきましたんですが、確かにこれは平成10年3月につくったものですので、まだそれほど年月がたっているわけではないということですが、先ほど先生がおっしゃいましたように、その後、基本法もでき基本条例もできということでございますので、状況がかなり変わってきたということ、そして、この条例におきましては、この行動計画というのは東京都の施策だけではなくて、都民、事業者も含めた行動計画にせよというふうな条例になっているということもございますので、現行計画は当然踏まえつつ、新たに計画をつくっていかうというふうに、基本的にはそういうふうにご考えているということでございます。

ただ、いままでの計画と全く途切れてしまうということは当然ながらあり得ないということではございますが、踏まえつつ、改定というよりも、どちらかという新しい計画をつくっていきたいというふうにご考えております。

2つ目の女性協での議論はどうなったのかということですが、これは女性問題協議会、お手元の資料のバインダーの中には、昨年の8月にいただいたご報告を入れてございますが、たぶんご承知になっていらっしゃる委員の方が多いと思いますので、なかなか簡単にご説明するのも、前提条件として無理かなというふうには存じます。

また次回にでも詳しくご説明したいと思いますが、大変簡単に申し上げるといたしますならば、一応ご報告いただきました基本的なところは条例に盛り込んだというふうにご考えております。それは基本理念、あるいは都や事業者や都民の責務を明記すること、それが

ら参画が非常に重要だという考え方、それから権利侵害において、セクハラや家庭内における暴力は禁止するというふうなことでございまして、その骨格の部分は条例に取り込んでいるというふうに考えております。

ただ、いろいろな女性問題協議会での議論の中で、必ずしも委員の皆様方の意見が全部一致したというわけでもございませんし、あるいは細部にわたる部分につきましては、基本条例という制約上、性格上、そこに盛り込まなかった部分もあるにはありますが、骨格部分につきましては盛り込めたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。大沢委員、よろしゅうございますか。

それでは質問ほかにございませぬようでしたら、どうぞご意見の部分を。

馬場委員 質問ですが、今回のメンバーで、以前の協議会のメンバーの方、桜木委員さんお一人ということで。

山崎委員 私も。

馬場委員 失礼しました。いまのお話の中で、いままで検討されてきたことが、この行動計画を立てる中でどんなふうにかかわってくるかということ、やっぱり継続しているのかなというふうに思いますので、委員さんが少なければ、やはりその点をもう1度何らかの形で、共通の認識を持つという機会をぜひ持っていただきたいということと、いままでつくられた委員の皆さんの、中国風に言えば井戸を掘ったというんでしょうか、そういう皆さんのいろいろな思いを私たちは引き継いで基本的な行動計画をつくっていくということで、そのへんをぜひつなげてやっていくということが必要ではないかと思っておりますので、1点それをお願いしたいということと、もう1つ質問なんです、先ほどの条例のところ、今回の行動計画という8条のところでしょうか、この3の文章の中で、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聞かなければならないというふうになっているんですが、この委員会の中に、23区と市町村の代表の方にご参画いただいているんですが、このへんの関係は、この審議会と、区市町村の長のご意見というのはどんなふうな関係にあるんでしょうか。審議会だけで、この行動計画がいいというふうに考えているんでしょうか。

高西女性青少年部長 後ほどご説明させていただきますが、一定のご審議をいただきました後に、中間的なまとめということをしていただきたいと思います。その中間のまとめをもって、都民の方あるいは事業者の方にも公表いたしまして、ご意見をいただくとい

うプロセスを経たいと思っておりますので、そのときにはやはり区市町村のご意見もちょうだいしたいと考えておりますし、あるいは最終的なまとめをする場合も、時間の許す限りはご意見をいただければというふうには思っております。

馬場委員 ここであえて区市町村の長というふうに分けて書かれているということは特段意味があるということではないということですか。審議会で進めて、中間のまとめを出していったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

高西女性青少年部長 はい。

坂本会長 皆様から出ています、私も前のことはよくわかりませんが、協議会のご意見とか方針、それは資料を読めばわかると思うんですが、もし何か簡単にまとめられて、大体こういうコンセンサスがあって、これは条例に入れ込んだとか、これは東京プランに入れ込んだとか、それからまた、これはちょっと課題だとかというようなことがあったら、また次のときにでも。

高西女性青少年部長 また次回にでもご用意させていただきます。

坂本会長 そして、拝見すればわかるようにしていただきまして。ご説明を聞いていると時間がたつと思えますので。

それじゃそういうことにさせていただいて、どうぞ、ご意見続けてくださいませ。

先ほど女男という話がありましたけど、別に女性が全部終わってから男性ということはありませんので、どうぞ男性も順番にかかわらずおっしゃってくださいませ。

桜木委員、いまお名前が出ましたけど、いかがでございますか。

桜木委員 前回から引き続いて2人ということでございますので、多少の経緯は知っているんですけど、そうはいつでも全部が全部出ていたわけじゃないので。

それはそれとして、今回のことで、諮問に答えて基本的な考え方をつくるに当たって、2つばかり確認といいますが、議論をしておいたほうがいいなと思うのは、1つは、東京都の平等参画条例にのっとった答申といいますが、つくるわけですから、いわゆる東京の地域性というものと、男女平等参画ということとを、どこにオリジナリティーをつくるか。つくれないか、つくれるかという問題も1つありますけれども。

東京というのは言うまでもなく日本の中の首都だということと、産業が多い、人が多い、こういう地域特性がある。この中で、男女の平等参画というものが、ほかの地域に比べてむずかしいのか、やさしいのか、必然性が高いのか、そうでないのか、そこらの峻別みたいな議論が先になきゃいけないのかなと。

地域を超えて普遍的なものをつくるとすれば、たぶんこういう条例にのっとって行動計画をつくるのが、47都道府県の中ではかなり早いほうだと思いますので、少し意欲的に、他をリードするぐらいのつもりでつくっていくのかなという感じがします。

私は、そこまで気張るのか、やっぱり東京都という1つの自治体の行動計画ですから、やはり地域性をどこかに出したものにしなきゃいけないかなと。そっちにむしろウエイトを置くべきじゃないかなという気がします。

それが1点と、これは平等ですが、共同参画の考え方としても、私は産業界、商工会議所の人間ですから、企業の雇用とか、雇用した後の昇進とか、そういうことにどうしても関心が接点としてつながってっちゃうんですけれども、いわゆる機会を用意するということと、結果まで縛っていくのかということ。ここはやっぱり峻別して考えなきゃいけないと。

機会をつくった後は、やっぱり性別を超えた自助努力の後、結果がつきまってくるということにしないと、全体としての経済効率は、これは経済だけを考えて判断すべきかどうかという問題がありますけれども、そのところがいろんな意味で競争力を弱めていくことになりゃしないかなと。

もう1つの流れとしたら、世の中、大きな規制緩和という流れがありますので、あまりきつく、がんじがらめに物事を定めていくということにはにわかには賛成しがたい。

この2点だけでございます。

坂本会長 ありがとうございます。どちらも重要ですけど、特に最初の東京の地域性というところは、これはたぶん大変に議論の中で整理しておかないと混乱すると思うんですね。

たとえば隣は何をする人ぞなんてことは永遠ではないわけでございますし、都市労働者企業社会というのがこれほどあるところもないですし、核家族とか、職業と住居の間がこんなに離れている。こういうことがすべて女性の社会参画に大きく影響していると思いますので、さっきのご意見では、せめて全国の模範というときは、都市の模範でよろしいのではないかなと思うんですが、田舎まで入れますと大変ぼやけてくるように思いますが、そのへん東京都の部長さんのほうのお考えは、ご諮問の趣旨はどのようなことでございますか。

高西女性青少年部長 やはり東京都の行動計画でございますので、東京の地域特性を踏まえた、東京都民がまさに平等参画できるような条件が整えられるような行動計画というふうにしたいと存じております。

坂本会長 じゃ、なるべくそれに集中して、もちろん全国的な共通のことでもあると思いますけど。

それから、機会の平等と結果の平等につきましては、これは普通、機会の平等でよろしいんでしょうと思いますが、何か、もし、また今後のご議論の中で、この件だけはどうしてもそうじゃないというのがありましたら、また議論の中で出していただきたい。とりあえず機会の平等を中心に進めていってはいかがかと思います。

ほかにご意見ございますか。

伊東委員 途中で失礼しますので。

多岐にわたる大分類、中分類、小分類、大変だなと思ひまして、これをこの期間の中で作り上げるというの、なかなか密度の濃いものになるのではないかと思います。

その中で1つだけ、私、メディアの人間なものですから、資料7に先に進んで申しわけないんですけども、女性とメディアという場合のメディアの認識なんです、メディアというのは普通は媒体ですよ。

そういうときに、活字媒体と放送媒体と、これから21世紀型として通信媒体、インターネットというのをどれくらい認識して話をすればいいのか。メディアという使われ方非常にあいまいなんですよ。

それに対する、これから特にITが進みますから、いろいろ変化が起こるだろうというふうな中で、メディアというのをどういうふうに理解していらっしゃるのか、その点だけちょっとお伺いしたいと思ひまして。よろしくお願ひします。

高西女性青少年部長 一言で言えば全部というふうに思っております。活字であれ、あるいはテレビであれ、最近ではインターネットの通信というふうなことが大変盛んになっておりますが、それらを含めたすべて、さらに言えば、つい最近も話題になったんですが、電車の中づり広告等でも、女性がすし詰め状態の中で、あれをいや応なく見さされてしまうというふうなことで、新聞社サイドのほうでかなり自主的に対応なさったように思ひますが、それらを含めた全般的なメディアというふうにとらえております。

ただ、それぞれにどう対応できるかというのは、またメディアごとに特性があるのかなというふうには思っております。

伊東委員 そうすると、媒体が持つ問題性という意味でのメディアというふうに理解すればよろしいんですか。

メディアをどういうふうに有効活用するか、メディア弱者というような言い方もいま起

こっていますけれども、習得の方法なり、あるいは女性として、そういうのにどういうふうにかかわっていくかということではなくて、むしろメディアが持つある種マイナスの面、そういう意味でおっしゃっているんだと思うんですね。つり広告であれ、性的表現であれ、暴力の表現であれ、そういう意味でのメディアと。

要するに悪いものを流すメディアというふうを考えるのが、そういう問題意識の起き方がちょっとわからなかったものですから。

高西女性青少年部長　いまの私のお答えは、やはり問題として指摘される部分がつい頭にあるものですから、そういうふうな表現の仕方になってしまったんですが、それはまさにこの審議会で、もっと活用の仕方によっては働き方も変わってきているではないか、あるいは活用すれば、社会参画のツールとして非常に有効ではないかというふうなことも当然取り上げる可能性があるかと思しますので、それはまたこちらでさまざまなご意見、ご提言をいただければというふうに思っております。

必ずしもマイナスの部分だけにとらわれているわけではございません。

伊東委員　先ほどの、地域性を大事にする、委員長がおっしゃった、都市型社会の模範となるという意味においては、情報の発信が非常に多い地域性を持つわけですね。1つの特性として。

そういう中でメディアをどうとらえるかというのは、単に、それに対してどう防御するかというだけではなくて、ある意味ではそういう積極性みたいなものも加味していくほうが、これからの、先ほども出ました新しい形になるのではないかという感想を持ちました。

坂本会長　その点につきましては、確かにおっしゃるとおりだと思います。資料7のご説明は後ほどございますが、いいんです。ご退席されるということで結構なんですけど、後ほどあると思いますが、ここに主な検討事項というふうに書かれましたのは、たぶん、そう言っただけは失礼ですけど、思いつく範囲で可能な限り広く書いてあると思います。

ですから、この中で何に絞るとか、何を重点ということは、また、この分科会のメンバーの方がご審議いただいて、私どもで決めていって構わないと思いますので、ぜひその議論は続けて、この部会の中、また総会でいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員　2点ほど申し上げたいことがあるんですが、時間の関係上で、1点は雇用のミスマッチということで、東京にはハローワークというのがございますが、時代に応じた

改革が必要じゃないかと感じております。これは別途機会がありましたらお話をさせていただきたいんですが。

もう1点は、仕事と家庭の両立支援、いわゆる男女平等推進を図るときに絶対避けて通れない、仕事と家庭の両立支援を、東京都のオリジナリティー溢れる基本的な考え方というものをつくり上げられたらいいんじゃないかと思っているんですね。

いままでは国や自治体が税金を使って保育事業を育てて、維持してまいりましたが、この4月からいよいよ規制改革で、民間企業が保育業界の中に参入することができるということになりました。しかし、いま東京都であまり大きな動きがないのはなぜなのか。

東京都の基本的な保育支援の考え方を、規制緩和を機に、大きく分けて2つテーマで検討できればと思うんですが、1つは、石原都知事がおっしゃっている、東京から世界に発信していき、結果として日本を変えたいとおっしゃっていますが、是非、世界に誇る子育て支援のシステムを東京の中でつくれないうかということなんです。

もう1つは、IT革命という、全く保育とはかけ離れたところにあるように思われるITの技術を、保育とか介護というサービスの中いかに取り込んで、都民が自分のニーズにあった保育サービスを自由に選択するための手段とできるかです。全国の出生率が1.34、東京は1.09だからこそ、この抜本的な改革が必要とされているのではないかと思います。

最近、懸念をしていることは、この4月に、保育に規制改革という新たな波が押し寄せましたが、実は東京都は、この8月に、企業の参入等、国の規制緩和に対し、さらに東京都独自の自主ガイドラインをつくとおっしゃっておられます。

これは確かに必要なことだと思うんですが、いま漏れ伝わっているところによりますと、この規制緩和が後退する、いわゆる企業に対してのハードルを非常に高く設定し、他の認可保育所とは、補助金で差をつけ、実際の参入を拒んでいるとして思えないルールを考えていることです。企業は、国の基準だけでやれるならやって下さいというような話が出ていると言われています。利用者である都民にとって同じ認可保育所なのに、税金の使われ方が異なるのは不公平ではないでしょうか。

私どもは、行動計画をこれからつくっていく中で、そういった都のガイドラインが出来上がっていく過程で、企業や納税者の立場の私どもが全く議論できる余地がないところで、どんどん政策上のガイドラインが決まっていくことに対し、ちょっと懸念を覚えています。是非、世の中の規制緩和に合わせて、限られた財源の中で民間活力を活かしながら、世界に誇る子育て支援システムをつくるという大局的見地から思い切ったガイドラインを作っ

ていく必要があるんじゃないかというのが私の意見です。

坂本会長 ありがとうございます。それはこの次の部会の開催、後でご説明があると思いますが、そこでご説明をいただいでくださいますか。それで、もしご意見があれば、とりあえず全体の報告には間に合わないかもしれませんが、時期的に1度ご意見を聞くようにしていただきたいと思います。

西田委員 後から提案があると思うんですけども、私たち議会の者ではない先生方で部会をつくっていただいて、行動計画の検討がなされるというお話を伺っておりますので、そこにぜひお考えいただきたいと思っていることをちょっと述べさせていただきたいと思います。

私たち議会では、基本条例の審議も行わせていただきました。ですから、そこで意見をいろいろ述べておりますので、また後で参考にさせていただければと思いますが。

1つは、これをどうやって実効性のあるものにするかという問題が大きいんじゃないかと思うんですね。

先ほど、機会が与えられれば、結果は問わないというか、そこはどのようにするのかという話がありましたけれども、確かにギチギチどこまでも結果を追求するとなったら、できるものできないものとあるということが当然出てくると思うんですが、私は以前から、この条例をつくる際には、やはり財政的な措置とか、あるいはそれを進めていく都の体制とか、そういうものがちゃんと条例の中に書き込まれる必要があるんじゃないかと思っていたんです。ところが、この東京都の条例には、そのことがどこにもないんですね。

国の基本法にも、法制上の措置ということで、財政の措置というのはうたわれているんですね。それから、同時に制定されました埼玉の基本条例では、体制の整備と財政上の措置というのは、ちゃんと条例の中にうたわれているんですね。

そういう点で、いま東京都が財政難であるということをご承知のとおりなんですけれども、歴史的なと言ってもいいと思うんですが、男女平等参画基本条例という形で制定された中に、そういうことが入っていないということを入れていただいて、ぜひ実効性のあるものに、どのようにしていくのかという議論をお願いをしたいなと思っております。

それともう1つは、その点でよく言われますよね。第三者機関の設置。

先ほど女性問題協議会の答申との関連でというお話がありましたけれども、女性問題協議会の答申の中にも、そういう機関という問題が提起されているんですね。行政から独立した、専門的な立場からの機関を検討すべきだと。これは検討ということになっておりま

ていく必要があるんじゃないかというのが私の意見です。

坂本会長 ありがとうございます。それはこの次の部会の開催、後でご説明があると思いますが、そこでご説明をいただいでくださいますか。それで、もしご意見があれば、とりあえず全体の報告には間に合わないかもしれませんが、時期的に1度ご意見を聞くようにしていただきたいと思います。

西田委員 後から提案があると思うんですけども、私たち議会の者ではない先生方で部会をつくっていただいて、行動計画の検討がなされるというお話を伺っておりますので、そこにぜひお考えいただきたいと思っていることをちょっと述べさせていただきたいと思っています。

私たち議会では、基本条例の審議も行わせていただきました。ですから、そこで意見をいろいろ述べておりますので、また後で参考にさせていただければと思いますが。

1つは、これをどうやって実効性のあるものにするかという問題が大きいんじゃないかと思うんですね。

先ほど、機会が与えられれば、結果は問わないというか、そこはどのようにするのかという話がありましたけれども、確かにギチギチどこまでも結果を追求するとなったら、できるものとできないものとあるということが当然出てくると思うんですが、私は以前から、この条例をつくる際には、やはり財政的な措置とか、あるいはそれを進めていく都の体制とか、そういうものがちゃんと条例の中に書き込まれる必要があるんじゃないかと思っていたんです。ところが、この東京都の条例には、そのことがどこにもないんですね。

国の基本法にも、法制上の措置ということで、財政の措置というのはうたわれているんですね。それから、同時に制定されました埼玉の基本条例では、体制の整備と財政上の措置というのは、ちゃんと条例の中にうたわれているんですね。

そういう点で、いま東京都が財政難であるということをご承知のとおりなんですけれども、歴史的なと言ってもいいと思うんですが、男女平等参画基本条例という形で制定された中に、そういうことが入っていないということを入れていただいて、ぜひ実効性のあるものに、どのようにしていくのかという議論をお願いをしたいなと思っております。

それともう1つは、その点でよく言われますよね。第三者機関の設置。

先ほど女性問題協議会の答申との関連でというお話がありましたけれども、女性問題協議会の答申の中にも、そういう機関という問題が提起されているんですね。行政から独立した、専門的な立場からの機関を検討すべきだと。これは検討ということになっておりま

して、今後、行動計画等の中で、男女平等参画審議会の中で行われるべきものではないかという話も聞いているわけですが、そういう宿題として残されているという問題もあるわけです。

この点ではいろいろむずかしいというか、そういう点もあるかとは思いますが、埼玉のほうはもう条例に書き込まれておりまして、10月1日スタートを前提に、いま規則づくりが進められているということも伺っているわけですが、ぜひ女性問題協議会の答申を出すに当たって、都民の皆さんから寄せられた意見の中には、ぜひそういうしくみをつくってほしいという意見が多く寄せられたということが、協議会の答申の付属の資料の中にも書かれているわけなので、その点もぜひご検討をいただけるようにご論議いただきたいなと思っております。

それから、今度の条例が男女平等参画というふうになりましたね。男女平等という概念と共同参画という2つの考え方をつけたというふうになっているわけですが、部会もそのように分かれるのかなとは思っているんですけども、世の中の情勢がどのように変化をしていこうと、だれが知事になろうと、そして、この審議会のメンバーがどう変わろうと、やっぱり普遍的な人権としての女性の権利を守る、擁護する、男女平等を実現するためにいろいろ取り組みを進めていくという視点での論議がすごく大事なんじゃないかというふうに、もちろん皆さん、私が思っているだけじゃなくて、当然のこととして、この条例にもその精神は書き込まれていると思うんです。

そういう点で、参画していくという点での、いまの子育て支援の問題なんていうのは、私は本当に、それがなければ女性は働き続けることができませんから、そういうことと合わせて、それもやっぱり女性の人権としての、権利としての問題でもあるのではないかと考えているわけですが、そういう点でぜひ、私がちょっと思いましたのは、今度の委員の中に、前の女性問題協議会では、弁護士さんという肩書で出ておられた方がいらっしまして、東京都も昨年度の施策の中で、男女平等に関する訴訟支援の事業というのを2カ月間 200万円の予算でやりまして、9件訴訟支援をするという、たった2カ月で200万円で9件訴訟支援という大きな実績を上げているわけですね。

そういう点では、弁護士会の先生方が50人も、その取り組みに参加するというので、登録をしてしくみをつくってくださったそうなんです。残念ながら、今年度の予算でそれが切られてしましまして、それを請け負った法律扶助協会の方にお話を伺いましたら、大変怒っておられたというか、都のほうから頼みに来て、はしごを外されてというふうに言っ

ておられましたけれども、そういう現場で、いわゆる都民の現場で、人権擁護やあるいは弁護士さんという方で、実際に格闘しながら仕事をしておられる方が、肩書として見ると見えないものですから、先生の中には、弁護士さんを兼ねていらっしゃる方がおいでになると思うんですが、そういう点での、今後東京都の施策を進める上で、あるいは民間や事業者や都民の施策も含めて進めていくという点も強調されているわけですが、そういう意味でも、ぜひ都民の実態に沿って論議を進めていきたいし、第三者機関みたいなものもぜひご検討いただければありがたいなと思っております。

ちょっと長くなりましたが。

坂本会長 いえいえ、どういたしまして。大事なことでございますので。

女性の人権についてはおそらく、後でご説明になる平等部会のほうでかなり議論されると思いますし、必要に応じては、また弁護士さんのお力をおかりすることもあるかと思えます。

それから財政の問題については、いまさら条例は変わらないかもしれませんが、行動計画を考えるときに、やっぱりそういう裏づけというのをキチッと考えていくべきだと思いますし、さっきの第三者機関につきましては、今度、課題として残されているものを整理していただくときに、ほかにもあるかもしれませんので、そのへんまたぜひ勉強させていただきます。

どうぞお続けくださいませ。市川委員、お願いします。

市川委員 時間の関係上端的に申し上げます。行動計画の基本的な考え方ということなので、行動計画というのをどう考えるかというのが1つの問題だろうなと。

計画という場合には、いまもお話がありましたように、多くの場合には財政的な裏づけがある年次計画ということが大いにあるわけですが、本件の場合には必ずしもそれになじみにくいな。内容上、必ずしも施設の計画じゃありませんので、ちょっと性格は違うかなと。しかし、やや心もとないなと。

あえて言えば、具体的政策目標で、でき得れば数値であらわせるものという感じなのかなというふうには理解をしているんですが、いずれにしてもそのへんのところを、これからご審議いただく場合に、常に念頭に置きながらやる必要があるなと。そうしないと、漠然とした格好になりかねないなと。そのところを念頭に置きながら進めたい。

これは意見でなくて感想でございます。

坂本会長 ありがとうございます。いまの件について何か、部長さんのほうからご説

明ありますか。行動計画について。特によろしいですか。

高西女性青少年部長 結構でございます。

坂本会長 そうですか。それじゃ、きょうはなるべくご意見をたくさん伺うことで。

鹿嶋委員 新聞記事で、法律名に初めて男女平等という条例名がついたと大変持ち上げて書いたんですが、きょう話を聞いていたら、男女平等基金条例というのが前にあったという話を聞いて、何かうそを書いちゃっているな、そういう感じがしております。

さっきから実質的な平等という話が出ているんですが、たぶんそういうような議論に、このメンバーがなるんだろうなと思っております。

たとえば労働の分野でいうと、労働省がつい最近、改正均等法に伴う基本方針、2004年度までの5カ年計画ですが、これを出したんですけれども、大変厳しい内容になっております。

なぜそんなに強くなったかといいますと、均等法から、いわゆる努力義務規定が消えまして、禁止規定になりましたので、ポジティブアクションを含めてかなり強い内容になってきております。

日本の平等は、基本的に結果の平等は追求しないということでもうけりはついているんですけれども、ただ、積極税制措置などというのをよく吟味していきますと、どこかで、結果の平等の親戚のようなアフーマティブアクションというのが、実は北京行動綱領を見ますと、ポジティブシクシオンとアフーマティブアクションと2つ使い分けておりまして、日本はポジティブアクション、北京行動綱領から取ったというんですが、北京行動綱領にはアフーマティブアクションという言葉もあるんですね。割り当て性の強い分野は全部アフーマティブアクションにしているんですが、そういう問題も含めて、たぶんいろいろな議論が出るんだろうなというふうに思っております。

共同参画と平等と、非常に悩ましいような言葉をくっつけた条例をもとにいろいろ議論するので大変おもしろいなと思っております。

坂本会長 ありがとうございます。さっき大沢委員、質問だけだったので、よかったらご意見を。

大沢委員 まだご説明のない資料7にかかわっておりますが、先ほど伊東委員のほうから、資料7に言及なさるご発言もありましたので、それにひっかけて申し上げたいと思います。私は東京都の現行の計画、それから基本条例を拝見して、これを国の計画とか基本法、それからもう少し住民に近いところの基礎的自治体での計画づくりなどにもかかわり

ましたので、それとの関係で、現行計画と条例についてちょっと意見を言わせていただきますと、大変進んだものであるということはもちろん大前提なんですけれども、あまり明確でない点がございまして、大体3つぐらいあまり明確でない点があるというふうに感じるわけです。その第1点は、先ほど西田委員からもご指摘のありました、推進体制についての書き込みというのが、現行計画ではかなり薄いという印象を受けております。

たとえば今日配られました資料の6「施策の概要」となっていますが、この中には推進体制というのが書いてない。本編を見ますと、そこには推進体制が書いてありますけれども、2、3ページということで、あまりそこが厚くなっていないわけなんです。これは北京会議以来の流れで、やはり計画をつくっても、それが絵に書いたもちに終わることが多いという反省を踏まえて、それをどうやって実効あらしめるかという制度的しくみ、推進体制についての配慮といいますが、そここのところの手当がどんどん厚くなってきているのが、この5年間の動きでないかということを考えますと、ここはやはり東京都の現行の計画や条例の弱点と言いますと言い過ぎなんですけれども、なのではないかと思われる点です。

それから2点目としまして、条例を拝見しますと、基本法の第15条に相当する規定がないわけです。基本法の第15条はもちろん、国と地方公共団体の両方にかかわっておりまして、男女共同参画という言葉を用いて、「男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」という条文がございまして、これに相当するものが基本条例にはないわけです。もちろん基本法の15条は地方公共団体にも課されている配慮義務でございまして、かぶってくるんだけれども、ここを生かすための、特に制度的しくみというのを考えていく必要がある。

並びまして、条例ですと、第3条「基本理念」の第2項に「固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会」、これを基本理念として促進されなければならないというところに、やはり社会の制度や慣行が、女性と男性の生き方の選択に対して中立でない影響を及ぼしていることが問題になるという含みが、この条例でもあるのだと思います。ただ、これもかなり読み込んだ読み方でございまして、このあたりが明確でないというような印象を受けるわけです。

以上はあくまでも私の個人的な印象でございまして、それで、この部会の設定と、審議スケジュールの案を拝見しますと、次回からすぐに部会に分かれるということが少し急ぎすぎの

ような気がいたしますし、平等部会と参画部会に分かれたときに、いま申しあげましたような推進体制とか、それから、ジェンダーを主流化するというふうに申します、一見して、男女平等にも、女性の地位向上にも直接には関係のないように思われるようなさまざまな施策、制度や慣行が、実は女性と男性の生き方の選択に中立でない影響を及ぼしているというような、制度、慣行の見直しといったレベルでの事柄は、このように直ちに2つの部会に分かれてしまいますと、悪くすると宙に浮いてしまうのではないかという懸念もあるわけでございます。

そして、これはやや提案めいたことなんですけれども、いままでのご発言を承っております、私を含めて、必ずしもいままでの経緯をきちんとのみ込めている委員ばかりではないという印象を受けましたので、ここは少なくとも次回ぐらいは全体でヒアリングというのでしょうか、女性問題協議会の会長でいらした、たとえば樋口恵子さんとか、それから、条例をつくるに当たっての専門部会の部会長をなさいました浅倉さんとか、こういった方に来ていただいて、いままでの東京都の取り組みの特徴と弱点、あるいは条例をつくるに当たって意図をしたけれども必ずしも盛り込めていなくて、ここはぜひ次の計画でフォローしたいというふうに当事者がお考えになっている点などを、ヒアリングするという会を1度持っても遅くはないのではないか、という印象を持った次第です。

以上です。

坂本会長 ありがとうございます。その点につきましては、今後の進め方が後でご説明がありますので、そのときに時間を十分とるようにいたします。

星委員、いかがでいらっしゃいますか。

星委員 すみません。黙って聞いておりまして。こういう場に慣れておりませんで。

委員の皆さんからご発言があった内容に、私も幾つか同感のところがございます。

1つは社会という中であって、男女という問題に関して、国の制度、施策として展開しており、地方行政という中であって、国と地方自治という関係にあって、東京都の施策が、どういう点で独自性が出ているのかどうかということ。もう1つは、いわゆる都民という言葉、要するに住民税を払っている都民という言葉になるんでしょうけれども、就業する立場でいきますと、いわゆる働く場所として、東京で働いているという問題をとらえてみた場合に、東京都がリードするんですけれども、働く場所としての都としてどういうふうなサポートをしようとするのか、そういう問題も含まれているかなという気がいたします。

それともう1つは、同じ行政サイドで見ていきますと、同じような制度、同じようなこ

とをやって、ダブっているところが多々あるはずですよ。

たとえば労働省の管轄のところであれば、労働省も下部組織を持って、外郭団体を持って、いわゆるリクルート面に関して、職業安定所のハローワークとか、21世紀職業財団とかいろいろありまして、いろんな政策を、各都道府県別に事務所をつくってやっている。片方でまた、東京都というところにおいては、こういった同じような環境の中で、違った組織の中でやっている。

そうすると、それを受けるサイドから言わせると、いろんなところでいろんな仕組みがあるんだけど、一体何がよくて、何が正しいのか、その情報の違い、選択するということについての機会というのが十分に啓蒙されていないということが片方であるんじゃないかという気がいたします。

ですから、今回、委員という立場を仰せつかって、名簿上は学識経験者ということで、私としてはちょっと気恥ずかしいんですが、行政と地域社会としての問題、それから、実際の雇用に関連しての企業側という流れであれば、企業側から見てのとらえ方と、もう一つは、そこで働いている自分も含めて、一個人として、いろいろな制度、行政がなされる施策、制度に対して、本質的に望んでいるものなのかどうか。

あるいはこのプランの中でもすでにいろんな事業が展開されていますけれども、こういったものがどの程度、都民という中であって浸透し、かつ、国政と地方自治との間でダブっているような現象がないかどうか。ダブっているのであれば、その財政面も含めて、もっと有効に使えるような施策というのが、場合によったらあるんじゃないかなという気がいたします。

勝手な意見でございますが。

坂本会長 ありがとうございます。それでは西堀委員、いかがでいらっしゃいますか。

西堀委員 私、狛江市のほうの女性行動計画も、今年度も改定ということで、その委員会のほうに入って、先日、狛江市のほうでも市民に、男性、女性、いろんな年齢の市民に意識調査をして、その結果を見たんですが、やはり先ほどあったように、男女の性別役割分業というような意識が相変わらず根強いなということと、自由意見というところがものすごくおもしろかったんですが、アンケートの中では、男性の人のパーセンテージでも、わりと女性に対する理解を示しているながら、自由意見のところでは全然、こういった女性行動計画にも市の予算を使うのは何ごとかみたいな、いまさら男女平等が何だみたいな、

もうすでにできているのではないかという、その男性の意識と、女性の意識の差が本当に大きいなど。

先ほど大沢先生のほうからお話があったように、ジェンダーの部分、制度や慣行の見直しといったところも少しきちんと私たち自身も押さえていきながら、その上でいろんな、たとえば子育て支援とか、そういった本当に必要なところはあるんですけども、その前提の部分が見直されないままいくと、相変わらず女性への負担がそのまま大きくなる。女性はやっぱり子育てだ、家事だということにつながっていくのではないかなと思ったんですけども。

坂本会長 わかりました。ありがとうございました。それでは山崎委員、いかがでいらっしゃいますか。何かご意見がございますか。

山崎委員 私は前の協議会のときからの引き続きなんですが、ただ、市町村の行政の現場にいたという関係で、協議会のときに大変に出席率が悪かったものですから、きょうはなるべく黙っていようと思ってはいたのですが。

私は、いま多くの委員の方々からおっしゃいましたが、大状況的な問題指摘はなかなかできないんですが、基礎的自治体として、底辺にいて行政の仕事をしておりまして一番感じますのは、日常の生活意識というんでしょうか、社会意識の中での、このテーマに該当するようなことを大変に感じるんですが、今回は行動計画のご議論というので、今後、審議会のご議論が進行してきてから何かの材料にしていただければという意味で、とりあえずケーススタディー的に3つぐらいのことを申します。

一番最初に申したいのは、冒頭で会長がおっしゃいましたような、学校教育の中での、生徒の名簿とおっしゃいましたよね。私もそれを常に感じているんです。

私、高等学校までは共学経験がないんです。大学に入って初めて男女共学というのを経験したんですが、大学に入ったら、名簿は最初から男女混合で、あいうえお順なんですよね。ですから、何にもそれで不自然とか不便を感じないで、たぶん教授の方もあんまり不便を感じなかったんじゃないかと思えますけれども、それがいまもって義務教育の段階で男女別々の名簿で、

しかも男の名簿があって、それから女の名簿があって、こういうのは不自然で何とかしなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが。

ちょっとよけいなことを申しますと、いまご承知のように、地方行政の中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会の所管の中でも一般に、予算や定員につ

いては私と市長部局も大いに発言ができるんですが、教育の内容や方法についてはうかつに物を言うべきではない。教育委員会の中立性ということで。そうしますと、気づいたことでもなかなか言えないということもありまして、そうした学校教育の中での”差別”は案外に、これは生徒の中でもそうですが、教員の中にもありはしないかなということを経験してあります。

もう1つは、これは事柄自体は非常に特異な例と言えるかも知れませんが、先ほどのメディアに乗りますと、たとえば1つの例を挙げますと、国技館のお相撲で、最後の表彰式のときに、女性は土俵に上げないといって、この前、大阪の府知事さんの場合にもありましたよね。あのとき上げられたのか、上げられなかったのか。

佐藤委員 上げられませんでした。

山崎委員 ああいうのを伝統という名前で温存しちゃっていいんだろうか。私に言わせると因習だと思うんです。

ああいうのも、そのこと自体は、国技館に直接行く人というのは限られた人数ですが、でも、テレビを通じて各家庭に映像が広がりますと、あれを何とも感じなくなる方が多いんですよ。ああいうのを放っておいていいのかと言ったら、ちょっと言葉に語弊がありますが、私なんかは気になって仕方がありません。

もう1つ挙げれば、やはりメディアに関する、先ほど伊東委員がお帰りになっちゃったけど、NHKさんではあまり感じないんですが、主に民放さんと言ったら差別になりますかね。ドラマなんかで意外に、若いご夫婦の会話の言葉づかいに私はものすごく違和感を感じます。「おい、おまえ」って言うんですよ。それに対して女性のほうがそれを当然のこつのように応答しているかと言ったら、そうじゃないわけです。

私は日ごろ、地域社会で生活実感、さまざまな方と接しているものですから、そういうものがメディアに乗りますと、意外に社会意識の中での、あるいは生活意識の中での差別を温存することになりはしないかなと。行動計画を今度つくるんだから、そこでは何とかそういうものを考慮されないかなというようなこと。とりあえず3つぐらい申し上げました。

最後にもう1つだけ、先ほど大沢委員が、前の樋口会長や浅倉委員を1回呼んで話を聞いたらと。私も賛成なんです。私も出席率が悪かったからよけい賛成なんです。なお、何でも言ってよろしければ、どこか時期的に適当な段階で、石原都知事にも一遍お出まし願って、自由なざっくばらんな懇談をわれわれとしていただけるような機会がないだろう

か。そんなことを、個人的かも知れませんが、希望として持っておりますので、それだけ申し上げます。

坂本会長 具体的なことをいろいろありがとうございました。それでは横堀委員、どうぞ。

横堀委員 都民の代表ということで、この席に座らせていただきました横堀と申します。なぜ私がここにいるのかなというふうに自問しましたら、江東区の男女平等推進懇談会というのがございまして、そこでメンバーだということからかなと思っています。

ただ、そこに至るまでは、中高のPTA会長を8年させていただきまして、その後、生涯学習という部門でのメンバーに推挙されまして、その部分でのかかわりで、この席に推挙されたのかなと考えております。

江東区の男女平等推進は昨年度行いまして、東京都からの助成をいただきまして、意識調査なるものを十何年ぶりということで、前年度の資料に合わせてということで、婦人という言葉が出てきていたり、法的には完全に使えないような字句があるということで、そこから直しがありまして、1年間かけましてやっと、現在、調査を実施しているところで

す。そのときに東京都のお話を、助成金が出るということを伺いまして、それで江東区が必死になってやっているのかなというメンバーではあったんですが、私が直接この会に来るということはまたびっくりしている状況です。

先ほど会長のお話にもありました。都立高校もそうなんですが、名簿の順序ですね。男性が先で女性が後。教育の問題ではだいぶ前から、平等だということで議論されていて、徐々に直されているかと思うんですが、根本的に考え方が違う部分がありまして、なかなか直していただけない。今年度より教育委員会も江東区、区で申しわけないんですが、区のほうにも下がりがまして、結構決められることが区のほうでもできるということで、名簿の差しかえができないのかというご提案をさせていただいたこともあるんですが、到底まだまだそのような認識がないというか、意識が全然ございません。

だから、この会に入りまして、ぜひともそのへんから一番近い現場にいる人間かと思えます。子どもは男3人いまして、21、19、16です。男3人ともが、世間で一番危険と言われている子どもを抱えている親の1人として、精いっぱい自分なりの意見をここで述べさせていただきたいと思えます。

坂本会長 ありがとうございました。資料7以下、スケジュールは、予定では淡々と進

めることになっておりましたが、淡々といかないかもしれませんので、少しこれに時間を取りたいと思います。

したがいまして、大変せくようで恐縮でございますが、まだご発言のない東野委員と広岡委員、どうぞ一言ずつご意見を言っていたきたいと思えます。

東野委員 時間の関係で簡単に。実際、私どもは、いわゆる分科会といいますが、部会に参加できないので、非常にコンセプショナルというか、概念的なお話になってしましますが、簡単に申し上げます。

男女平等参画におけるキーは幾つかあると思えますが、私が思うのは、国際化にどう協調していくかという部分ではないかなと思っております。

私、スウェーデンの会社に20年近くおりましたので、ヨーロッパの感覚というのは多少なりとも自分自身の中に入っていると思うんですが、いわゆる教育においても社会においても、いかに国際化といいますが、その部分を進めていけるか、そのへんのことをぜひ頭に置いていただきながら、部会でのご議論があれば、より好ましいのではないかなと思っております。あくまでも排外であってははいけない。

男女に関しても、あまり女性をあがめてもいけないでしょうし、排するようなことは当然あってははいけない。

先ほど委員の方からお話がありましたけれども、東京都の特色ある男女平等参画というのを押し出してもらいたいというお話もありましたけれども、今回の、残念ながらそこまでいけないんですけれども、抜け落ちているのが、いわゆる性同一性障害の問題とか同性愛者の問題とか、そういったものがたぶん抜け落ちていると思うんですが、それはちょっと先の話というふうにとらえればそれまでなんですけれども、そのへんのところも、おそらく東京というのはニューヨークに並んで、男か女かどっちかなんでしょうけれども、いわゆる精神的にはもう一方、われわれでは単純に理解し得ない、そういう人たちも大勢おいでになるという部分も片隅に置きながらお進めいただきたいと思えます。

坂本会長 ありがとうございます。広岡委員はちょっとおくれて来られて、急に申しわけありませんが、何かセッションがおありでしょうか。

広岡委員 こちらこそ申しわけございませんでした。自分が議長をやっている会とちょうどダブってしましまして、気がせていってしょうがなかったんですけれども、申しわけございませんでした。

私が多少この問題にかかわりまして、かねて痛切に感じていることがあります。きょう、

そのことを幾つかお話をしたいと思うんですが。

実際に一生懸命、国も自治体もこの問題に取り組んでいても、なかなかはかばかしい効果が上がらない現実ではないかと思っています。それで、実効性のある、効果のある政策手段といいですか、それを国、自治体ともに、とりわけ自治体がそれを開発していくことが、いま非常に重要な時期なんじゃないかなと思うんですね。

私の持論ですが、税制とか出入りの業者さんというのかな、事業を委託したりするときの相手方業者さんに対して多少条件を課してみるようなことも考えていいのではないかなと思っています。

ILO94号条約というのがあって、これは相場の賃金を払っている会社でないと、国や自治体は契約の相手としてはいけないという条約で、日本は批准しておりませんが、これはダンピングというんですかね、実際の条件の悪い労働者を雇っているような会社とは、国や自治体はつき合わないんだという、そんなやり方だと思うんですね。

いまアメリカでは、リビングウェッジといいまして、簡単に言うと、親1人が子ども1人を育てていくだけの賃金を払っている企業と、自治体や国は契約をするんだという、そんな考え方の動きがありまして、いま40くらいでしょうかね、自治体が現にリビングウェッジ条例というのをつくっているわけです。

これが60年代の公民権運動に並ぶ新しい公民権運動として着目されておりまして、そういう原則を、いきなり指名競争入札とか一般競争入札で導入していくのは無理かもしれませんが、企業に対する働きかけを、補助金だの何だのというのではなくて、新しいルールでもって取り組んでいくというようなやり方を考えてみるのも、実効性のあることとしては意味があるのではないかなと思っています。

それと同時に、基本計画なりをつくれれば、それがどのくらい実現されたかという達成度を評価することも必要だと思いますので、そのへんが日本の柱かなというふうに感じております。

とりあえずそんなところですよ。

坂本会長 基本的なことをありがとうございました。これで一通り皆様からご発言いただいたと思いますが、よろしゅうございますか。

佐藤さん、一番最初だったのでちょっと短くて悪かったですけど。

佐藤委員 スポーツのことをもうちょっと入れていただけるように。体協とかほとんど男性で、テニスなんかは、13人のうち1人だけ女性というような状況。みんなそうだと思う

んです。ほかのスポーツも。

坂本会長 あらゆる分野での女性参画でございますので、そのへんはまた議論の中でしていただこうと思います。

予定ですと、一応皆様のご議論を伺いましたし、時間も迫ってまいりましたので、今後の審議会の運営について、事務局からご説明を伺って了承していただくことになっておりましたが、それが資料の7ですね。

さっき、これについてずいぶんご意見がございましたのと、すぐ部会に分けられるのはどうかというご意見もございましたので、そのへん、お考えを含めて、ご説明なりご釈明なりしていただきたいと思います。

高西女性青少年部長 それでは資料の7をごらんください。

まず部会の設置についてでございますが、東京都男女平等参画審議会の運営についての案ということでございまして、これに、先ほども幾つかご意見をいただいておりますので、拘泥するわけではございませんが、一応お聞き取りいただきたいと思います。

まず部会の設置についてでございますが、要綱の第7で、「会長が必要と認めためときは審議会に部会を置くことができる」というふうに規定されております。また、要綱第3で「部会に属すべき委員は会長が指名する」というふうに規定されております。

諮問事項を調査審議していただくために、いつも全員の委員さんにお集まりいただくというのも、皆様大変ご多忙な委員の方々ばかりでございますので、それもなかなか効率的ではないかなというふうに考えまして、一応部会に分かれてご審議いただいております。

そこに書いてございますように、一応名称を平等部会と参画部会というふうにしてございますが、その中の審議テーマとしましては、平等部会の場合は、女性とメディア、教育とか、あるいは女性に対する暴力、セクハラというふうにしております。

また、参画部会につきましては、主に雇用の場面における参画、あるいはその他の場面の参画もございまして、それと家族的責任との両立というのが主な審議テーマというふうに考えております。

右の欄に主な検討事項ということで、キーワード的なことを並べておりますが、ご議論いただくのは何もこれに限るということではございませんが、この後でまた審議スケジュールをご説明させていただきますが、非常に日程的にはかなりタイトな、ちょっと厳しい日程になっておりますので、あらゆる課題に対してご議論を尽くしていただくというゆと

りがなかなか、申しわけないんですが、ないということで、重点的にテーマを設定していただきまして、それについてご議論を深めていただく。

あるいは先ほど来お話が出ておりますが、まだ実効性が必ずしも担保されていない部分、あるいは積み残してきた部分というふうなことにテーマを絞っていただいてはどうかというふうに思いますので、こういうふうにご提案をしたいということでございます。

続きまして日程のほうもご説明させていただきます。ページをくっていただきまして、2「審議スケジュール」となっております。

これは部会を2つ設置したという場合でございますが、具体的に、すでに日付が入っている部分もございますが、8月の末から9月にかけて、それぞれ第1回目の部会をしていただく。そして、9月の中旬以降に2回目の部会をしていただく。

そして、それぞれで部会にお入りになられた委員の方々も、そのテーマだけということではなくて、幅広くご意見がとおりかと思えますし、あるいは両方の部会に必ずしもまたがっていてなじまないという部分もあろうかと思えますので、10月上旬ごろには合同で部会をしていただくというふうに思います。

それであらあらご議論いただきまして、起草委員会をその後設置していただきまして、そこでまた詰めをしていただきまして、11月中旬ぐらいには、また議員の先生方もお入りいただきまして拡大部会ということでございます。そういう過程を経まして、12月中旬には総会ということで、中間のまとめをご決定いただきたいと思います。

中間のまとめを公表いたしまして、幅広く都民、事業者の方々から、区市町村も含めてですが、ご意見をちょうだいしたいと思っております。

明けて新年度、4月になりまして総会を開きまして、いろいろいただいたご意見等まとめてご報告し、それをどういうふうに取り込んでいくかということで、また起草委員会等でご議論いただいて、6月下旬には本答申をいただくというふうにあらまし考えているところでございます。

以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。部会のご了解も得られないうちからスケジュールを説明していただきましたのは、スケジュールがこれだけタイトにできているということ念頭に置いていろいろなことをお考えいただきたいと思います。思ったわけでございます。

先ほど大沢委員、山崎委員から、協議会の委員長のヒアリングというお話もありましたし、もう1回ぐらいこういう総会を開かないと問題が絞りきれないのではないかと、コンセ

ンサスができなかったり、漏れてしまう問題ができるのではないかというご意見がございました。それから、どこかで石原知事と直接お話をしたいというご意見もございました。

率直に申しますと、もしそういうご意見をお入れするとしますと、皆様方に、審議スケジュールにある、このタイトなスケジュール以上にハードに働いていただかなければいけないということになります。それがご了承いただければ、もちろん皆様のご意見であれば、東京都側はノーとはおっしゃらないと思うんですけど、大変お忙しい方をお呼びしているものですから、大変遠慮がちにスケジュールをつくっていらっしゃると思います。

そういう意味で、ちょっとご意見がございましたら、ないしは、いまのご意見に対して部長がどういうふうにお考えになるか。

高西女性青少年部長 こういうわけで、あんまり回数的に頻繁には開催できないので、大変こちらも残念ではございますが、やむを得ない部分があるかなと思います。

ただ、審議の進捗状況に応じまして、またどうしてもということであれば、その時点で考えさせていただきたいと思います。

それから、その他さまざまな分野の方々の、過去も含めて、いろんな意見とか実態を把握したいということもあるかなと思いますので、その場合にはまたご要望等をお聞きしまして、参考のご意見を伺うというふうなことで、どなたかお招きするというふうなことも可能ではないかというふうに考えているところでございます。

坂本会長 その点はぜひよろしくお願ひしたいんですが、どうでしょう。さっき大沢委員がおっしゃった、もし、この部会の進捗状況によってというお話があったんですが、もう1回こういうメンバーでもう少し粗ごなしをしたいということであれば、あんまり進んじやってからのよりは、もう1回したほうが良いというご意見ではありましたが、ただ、日程との関係がございますね。そのあたり。

高西女性青少年部長 あらあら部会で詰めていただいて、また、合同を一応予定しておりますので、そこで、部会でまとめられたものを報告していただきながら、またそこでご意見をいただければというふうには思っはいたところでございますが。

坂本会長 いかがでございますか。大変強いご方針のようでございますけれども。ただ、それ以上に強いご意見が出ればご方針が変わるかもしれませんし、いまのようなことで、では、やってみようということであれば、それで、次は部会ということ。

この部会につきましても釈明をいたしますと、部会の割り振りは会長が決めるというふうなことになるようでございますが。

原則はそうなっていると思いますが、私の意思としましては、やはり選択の自由をある程度お与えしたいと思いますので、そこはまたちょっと、後で微調整ありということでお考えいただいたらいいと思いますが、どうでしょう。スケジュール。

大沢委員 私がたとえばということで、ヒアリングの対象としてお名前を挙げさせていただいた方々がまた超ご多忙な方々ですので、事務局としてはついヘディテートしてしまうところだと思えますけれども、少なくとも現行の計画というのが、いままでに達成できたことと、達成できなかったこと、そして達成できなかったことについては、その原因というようなことで、事務局のご認識でも結構なんですけれども、そういうことのブリーフィングがありませんと、現行計画を踏まえて新しい計画といっても、砂上の楼閣を建てるような話になってしまいますので、そのところはぜひともよろしく願いしたいと思います。

坂本会長 わかりました。そこは先ほどちょっとお願いしましたように、次回、仮に部会ができましたら、各部会の冒頭に、いままでどんな意見が出て、それを条例に盛り込んだもの、それから東京プランに盛り込んだもの、そして、さっきの第三者機関のように課題として残っているもの、それを明確にさせていただいてご説明いただくということをお願いしているんですが、それにかえさせていただいてよろしいでしょうか。

大沢委員 しつこいようですが、条例ではなくて、いまの計画が、そして2007年度までですから、まだまだ達成できてないというお話になるかもしれないんですけれども、中間時点でどの程度という、もし目途を持ってやっていらしたんですしたら、現在のまでのところで達成できていないもの、そして達成できていない理由というのがわかりませんと、われわれはどういう目標を立て、その目標を達成するため、政策手段を選んだらいいのかという判断ができませんので、そのところにご留意いただいたブリーフィングをぜひ希望したいと思います。

坂本会長 それはよくわかりますので、そういうふうにぜひ、各部会ごとになりますけど、同じことをやっていただくということをお願いいたします。

高西女性青少年部長 ご用意させていただきたいと思います。

西田委員 先ほど来から大沢委員のご意見、私、同感だと思ってお聞きしているんですけれども、私たち議員ですから、本来ならば、そういう問題について、もっとちゃんと研究をして持っていなきゃいけないだろうというふうに思うんですけれども、先ほどの女性問題協議会の報告との関係とか、新たにつくっていく計画と、現行の計画との関係とか、

できれば全体で1回そういう場を持っていただいて、部会で分かれていただく。私も参加したいという思いで言っているんですが、そういう場を、ぜひ最初にもう1回持っていただければありがたいなと私は思っております。

坂本会長 ありがとうございます。たぶん東京都側もそうしたいと思いつつ、スケジュールで頭を悩ませていらっしゃると思うんですが、たとえば、もしそういうふうにすると思いますと、きょうは7月25日でございますが、8月31日と9月1日にもうすでに部会が予定されております。ですから、その前にもう1度このメンバーでお集まりいただくということになってしまうんですが、部長さん、もし皆さんが、それでもぜひ出てくるので1度集まりたいというご要望が強い場合は可能ですか。

高西女性青少年部長 全くやぶさかというわけじゃございませんが、すでにスケジュール、皆様にご提出いただいておりますが、かなり日程調整はむずかしいかなというふうには思っております。

坂本会長 それはもっばらこちらのメンバーの都合ですから、可能であれば、そういうことがいいと思うんですけれども、31日ないしは1日に出ていただく上に、たとえば8月の末にもう1回出れる、ぜひ出てみなさりたい、日程の調整ができたらのことですが、大変恐縮ですが、時間の都合もあるものですから、お手を挙げていただきたいんですが、この日程が詰んでいる中で、8月下旬ぐらいに日程の調整ができれば、出てきて、そういう会を持ちたいと強く思われる方、お手をお挙げいただきたいと思います。

(希望者挙手)

坂本会長 これだけいらっしゃいますね。過半の方がそうおっしゃっていらっしゃいますので、一応日程調整をしていただいてよろしいですか。それで結果、2人が3人であったということあるならば、これはちょっとご容赦いただきたいと思うんですが、いまお手を挙げになった方のかなりがお出になっていただける日が見つかれば、そこで1度考えるということで、もっばら皆様のご日程、お忙しさのご都合でございますので。

広岡委員 いま手を挙げたメンバーの名前を確認されておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

坂本会長 それじゃ、もう1度挙手をお願いいたします。もう1回出てきて、ぜひ総会をしてという方。

(希望者挙手)

坂本会長 事務方、よろしゅうございますか。

高西女性青少年部長 結構でございます。ありがとうございます。

坂本会長 別にお手をお挙げにならなかった方を排除するわけじゃございませんので、もしご都合がつかましたら、実行する際にはおいでいただきたいと思いますが。

事務方には大変恐縮ですが、これだけ強いご意見がございますので、1度調整をお願いいたします。

高西女性青少年部長 承知いたしました。

坂本会長 結果は、事務方と私にお任せいただきたいと思いますが、もしどうしても皆様のご都合がつかない場合にはキチッと、いまのご要望を、各部会の最初にお話しただいて、皆様が納得されてから部会の審議を始めるということにさせていただきたいと思いますが。なるべく調整がつくといいと思っております。

馬場委員 部会の持ち方についてお尋ねしたいんですが、平等部会と参画部会というのは、平等の視点からということと、参画の視点からということでしょうか。

坂本会長 そうでございます。

馬場委員 そうすると、主な検討事項を分けるというのはやはり不自然かなというふうに思うんですが。

たとえば参画部会の中に入っているパート労働とかアンペイドワークとか、その後の年金等も含めて、平等の視点をまずやってから参画に移っていくというんでしょうか、そういうものを持たないと、参画だけで議論をしていくというのはどうなのかなというふうに思うんですが。

参加できないのでよけいなことかもしれないんですが、ある意味で、すべてのものを平等のものから考えるという部分と、参画から考えるという、そういうふうに分けられないんでしょうか。

坂本会長 これももっぱら、たぶん事務方のお心を察しますと、日程なんでございませぬ。こういう日程で。

それで、いまのご意見につきましては、一応労働部会は平等の視点から、参画部会は参画の視点からさせていただきますけど、当然にじみ出てくるものがお互いがございますので、それは事務局の方が出ていますから、そこで、あちらからこういうつけが来ました、こちらからこういう議論がありましたということを相互に流通し合うということで、ぜひ補完をしていきたいということでございますので、その点はよろしくお願いいたします。

それから委員の割り振りににつきましては、ここで個別にいたしますと、時間も参ってお

りますので、一応こういう案が出ておりますが、どうしてもこちらにしたいとか、いろいろご意見がありましたら、個別に事務方のほうにお申し出いただきまして調整をするようをお願いしたいと思います。

皆様方いろいろなご意見ある中で、時間の関係で強引に運営をいたしましておわび申し上げますが、一応所定の時間が参っておりますので、きょうの委員会はこれで終わりたいと思います。

次回はぜひこの日程で、一応ここに出ている割り振り、変わった方は変わった日程や、部会を変わられた方は、変わった部会で予定していただきたいと思いますが、お一人でも多くのご参加をいただけますよう心からお願い申し上げます。

高西女性青少年部長 最後に生活文化局長のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

今沢生活文化局長 2時間以上にわたりましていろいろとご論議いただきましてありがとうございました。運営につきまして、それぞれの委員の方からご意見ございましたけれども、できる限り意に沿えるような形でやるべきだろうと思っております。

ただ、大変恐縮でございますが、来年の夏にはどうしても答申を出したいという期間のこともございますので、委員の皆さんには非常にご苦勞をおかけいたしますが、そのへんどうぞよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

また、答申をいただきました暁には、東京都が男女平等参画を推進するしっかりしたよりどころとなるような行動計画を策定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても全国で初めての試みでございます。東京都がやりますと、他自治体もすぐ右にならえという形で、率先してやる意味合いも強いかなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

本当に遅くまでいろいろとご意見ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

坂本会長 最後に生活文化局長のごあいさつをいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、これですべての議事を終了させていただきたいと思ひます。ご協力まことにありがとうございました。次回よろしくお願ひいたします。

午後4時35分閉会